

# 介護保険制度のご案内

市長寿福祉課 ☎ 44・3005

## 1 社会福祉法人等の利用者負担軽減

介護保険制度では1割負担が原則ですが、下表の事業所を利用する市町村民税の非課税世帯の人で次の条件全てを満たす人は負担額が軽減されます。

- 条件**
- 年間収入(事業収入等は必要経費を引く前の金額)が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下
  - 預貯金額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下
  - 世帯が居住用家屋や日常生活に必要な資産以外に

### 軽減を受けられる事業所

緑風館	みどりの家
どんぐりの里	幼老複合型ういず
翁寿園	太陽の家
伊加利デザイナーズセンター	
平成ホームヘルパーステーション	
社会福祉協議会訪問介護事業所	
すいせんホーム	
小規模多機能施設風らん	

- 利用できる資産を持たない
  - 負担能力のある親族に扶養されていない
  - 介護保険料を滞納していない
  - 介護保険料を滞納していない
- 軽減額** 利用者負担額の25%。老齢福祉年金受給者は50%となっています

**1と4の申請方法**  
総合窓口センター備付の申請書に必要事項を記入の上、長寿福祉課へ提出。現在、制度を利用中の人は更新案内の通知を6月下旬に送付します。

## 3 福祉用具購入費支給

- 条件** 要支援・要介護認定  
**限度額** 年間10万円
- 利用方法**  
1 指定販売店で必要な福祉用具を購入  
※指定販売店以外での購入は支給対象になりません  
2 申請書、カタログの写し、領収書を市へ提出  
3 審査後、購入費の9割を支給
- 対象品目**  
1 腰掛便座 2 特殊尿器 3 入浴補助用具 4 簡易浴槽 5 移動用リフトのつり具部分

## 4 介護施設入所時の費用軽減

老人福祉施設や老人保健施設、療養型施設などの介護保険施設に入所してサービスを受ける場合、次の対象者は居住費(滞在費)と食費に限度額が設定されます。  
**対象者** ※表1の負担区分あり  
市町村民税の非課税世帯

表1.軽減措置が受けられる対象者

利用者負担段階	対象者
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者 で本人と世帯全員が市町村民税非課税の人
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で「本人の合計所得+課税年金収入」が80万円以下の人
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の人

表2.負担限度額と基準費用額(1日あたり)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)				
		多床室(相部屋)	従来型個室(特養)	従来型個室(老健、療養)	ユニット型(準個室)	ユニット型(個室)
基準費用額	1,380円	320円	1,150円	1,640円	1,640円	1,970円
第1段階	300円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円	320円	420円	490円	490円	820円
第3段階	650円	320円	820円	1,310円	1,310円	1,640円

施設によって、利用者負担額が基準費用額と異なることがあります

## 2 住宅改修の補助

- 条件** 要支援・要介護認定  
定で居宅で生活する人  
**限度額** 20万円
- 利用方法**  
1 ケアマネジャーに相談。
- 改修の理由書や見積書などを添えて市へ事前申請  
2 工事を実施。費用は、いったん全額自己負担  
3 領収書と工事費の内訳がわかる書類(改修前後の写真等)を市へ提出  
4 審査後、上限額内で改修

## 5 福祉用具貸与

- 対象品目**  
1 車いす 2 車いす付属品 3 特殊寝台 4 特殊寝台付属品 5 床ずれ防止用具 6 体位変換器 7 認知症老人徘徊感知機器 8 移動用リフト(つり具の部分を除く) 9 手すり 10 スロープ 11 歩行器 12 歩行補助つえ
- ※1~8は要支援1~2および要介護1の人は、原則保険給付の対象になりません

## 春の農作業、安全確認運動実施中

- ◆運動の重点項目**  
乗用型トラクターの転落・転倒事故防止  
1 危険箇所を再確認  
2 ほ場を出る際のブレーキペダル操作に注意  
3 のり面の傾斜では慎重に運転する  
4 農作業は過信せず、慎重に作業を進めましょう  
農機具事故に備えて  
事故を補償するNOS AIに加入しましょう。  
☎ 農業共済課 ☎ 42・6210

# 大会結果

(敬称略)



○数字が順位。関係分のみ掲載  
**◆素人浄るり全国大会**  
4月30日(5月1日)阿万地区公民館  
【新会員優秀賞】入野真由美、中川元喜(奨励賞)三善秀夫、以頭優子(団体優勝)竹本友喜美会(川原光榮、濱田美登里、堀部育代)【横綱】江本三千代【東大関】川原光榮(西大関)田端幸子(東関脇)井上潔(西関脇)濱田美登里【東小結】堀部育代

**◆兵庫県民大会テニス競技**  
(5月4日、三木総合防災公園)  
▽35歳代男子ダブルス②印部 泰男・印部俊雄

**◆淡路だんじり唄コンクール**  
(5月15日、三原公民館)  
【祭り・保存・継承の部】①阿万塩屋町祭礼団②伊賀野町内会③新

★大会結果は、情報課までお寄せください。☎ 43・5003 ☎ 43・5103。市大会規模以上



▲新田北町内会 ▲伊賀野町内会

## 23年度

## 市県民税納税通知書をお届けします。

**第1期の納期限**  
**6月30日(木)**  
個人市県民税と個人県民税をあわせて市・県民税(住民税)と呼びます。  
住民税が課税されるのは、平成23年1月1日現在、市内にお住まいで、平成22年中に一定額以上の所得がある人です。  
1月2日以降に市外へ転出した人や亡くなった人も平成23年度分は南あわじ市で課税されます。  
平成23年度の住民税は、

平成22年1月~12月までの1年間の所得をもとに算出しています。平成22年中に退職し、それ以降働いていない人でも、退職までの所得により課税されます。  
納税には、便利で確実な「口座振替」のご利用を推奨します。申込用紙は、各金融機関又は市役所総合窓口、収税課等にあります。  
収税課 ☎ 43・5022  
☎ 43・5034

### 住民税の納期一覧

期別	納期限
第1期	6月30日(木)
第2期	8月31日(水)
第3期	10月31日(月)
第4期	1月31日(火)

※納期は普通徴収分です

## 所得証明書・課税証明書の発行

**23年度市県民税(所得・課税)証明書** ※22年の所得分  
**発行開始日**  
**6月1日(水)**  
22年度以前の市・県民税(所得・課税)証明書は、  
随時発行しています。  
▽発行場所 総合窓口センター・支所・出張所・連絡所  
※支所・出張所・連絡所では、お渡しに2日間程度必要です  
☎ 43・5022

【広告】

自分がよければ他人に迷惑をかけていいのですか?  
私たちはそうは思いません。  
ルールを守って楽しいカーライフをおくってもらいたい...  
それが私たちの願いです。  
黄色い看板の街の車屋さん  
南あわじ市自動車協議会

クルマの不正改造は犯罪です!  
不正改造車の整備は断固お断りします。  
兵庫県自動車整備振興会 会員店  
神戸運輸支隊 兵庫支隊 兵庫 東 支 隊

プロの証 近畿運輸局長認証  
自動車分解整備事業